

奈良県告示第四百三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
天川村北角（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所 及び天川村役場住民相談室
天川村南角（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所 及び天川村役場住民相談室
天川村中越（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所 及び天川村役場住民相談室
天川村中越（〇〇三）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所 及び天川村役場住民相談室
天川村沢谷（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のと	奈良県吉野土木事務所

天川村山西（〇〇二） 土石流警戒区 域	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び天川村役場住民相 談室
天川村山西（〇〇三） 土石流警戒区 域	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び天川村役場住民相 談室
天川村山西（〇〇四） 土石流警戒区 域	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び天川村役場住民相 談室

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。